第五十二条の二中「準用金融商品取引法」を「第二十六条の二（第一号に係る部分に限る。）又は準用金融商品取引法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十二条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十条第一項の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者

二　第二十条第二項の規定に違反して、不実のことを告げた者

三　第四十条の二第二項の規定に違反して、届出をしないで特例事業を営んだ者

四　第四十条の二第六項の規定による命令に違反した者

五　第四十条の二第七項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十三条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第五十三条の二中「前条第五号」を「前条第三号」に改める。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第五条第一項の許可申請書又は同条第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

二　第十八条第三項の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

三　第二十四条第一項、第二十五条第一項又は第二十八条第二項の規定に違反して、書面若しくは報告書を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは報告書若しくは虚偽の記載のある書面若しくは報告書を交付した者

第五十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六　第二十九条の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは事業参加者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは事業参加者に閲覧させた者

七　第三十二条の規定に違反して、帳簿書類を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の帳簿書類を作成し、若しくは保存した者

第五十五条第八号を同条第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八　第三十三条の規定に違反して、事業報告書を作成せず、若しくは提出せず、又は虚偽の事業報告書を作成し、若しくは提出した者

第五十五条に次の三号を加える。

十　第四十条第一項若しくは第四十条の二第八項の規定による命令に違反して、報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載のある資料の提出をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十一　第四十条の二第二項の規定による届出に関し虚偽の届出をした者

十二　第四十条の二第三項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

第五十六条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十条」の下に「又は第四十条の二第四項」を加え、同条第五号中「第二十三条」を「第二十三条第一項（第四十条の二第五項及び第四十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項」に、「を締結した」を「の締結又はその締結の代理をした」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを削り、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、第十三号を第九号とする。

第五十七条第一項第二号中「第五十三条第五号」を「第五十二条、第五十二条の三第一号若しくは第二号又は第五十三条第三号」に改め、同項第三号中「第五十二条」を「第五十二条の三第三号から第五号まで」に、「から第四号まで若しくは第六号」を「、第二号若しくは第四号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にこの法律による改正前の不動産特定共同事業法（次条において「旧法」という。）第八条第一項の規定によりされた変更の許可の申請であって、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

第三条　この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の許可を受けている者に対するこの法律による改正後の不動産特定共同事業法（附則第五条において「新法」という。）第三十五条第一項又は第二項の規定による業務の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の項中「、第十三条及び」を「及び第十三条（これらの規定を第四十条の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第七条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号ハ中「不動産特定共同事業契約」の下に「（同条第七項に規定する特例事業者と締結したものを除く。）」を加える。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第八条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二第一項に次の一号を加える。

三　当該宅地建物取引業者が不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第三条第一項の許可（同法第二条第四項第三号に掲げる行為に係る事業に係るものに限る。）を受けて当該宅地建物取引業者に係る同法第二十六条の二第一号に規定する委託特例事業者と締結する業務の委託に関する契約

第七十七条の二の次に次の一条を加える。

第七十七条の三　第三条から第七条まで、第十二条、第二十五条第七項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、特例事業者（不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者をいう。次項において同じ。）には、適用しない。

2　特例事業者については、前項に掲げる規定並びに第十五条、第三十五条、第三十五条の二、第三十七条及び第四十八条から第五十条までの規定を除き、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

（登録免許税法の一部改正）

第九条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十号(二)中「第五条第一項第六号」を「第五条第一項第七号」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第十条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二百三条及び第二百八十四条第二項中「第六条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第十一条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第六十一号中「第五十三条第五号」を「第五十三条第三号」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第十二条　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二十六号中「含む。）」の下に「又は同条第七項に規定する特例事業者」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏